

# 子ども・子育て支援新制度に関するQ&A

## Q 1. 子ども・子育て支援新制度とは？

子育てをめぐる課題を解決し、安心して子どもを産み、育てやすい社会やまちづくりを目指して創設されました。

主な目的としては…

- ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
  - ②保育の量的拡充・確保
  - ③地域の子ども・子育て支援の充実
- の3つとされています。



## Q 2. いつから制度が変わるの？

現時点で平成27年4月からの本格的な施行を予定しています。  
また、新制度には消費税(10%)による財源が充てられます。

## Q 3. 利用料金はどうなるの？

利用者の皆様に負担していただく費用(保育料等)は、所得に応じた負担を基本とし、国の基準をベースに市町村が定めます。

新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設については、共通の財政支援が行われます。



## Q 4. 入所・入園手続きはどうなるの？

これまで、幼稚園への入園を希望する場合は、施設に直接申込み、保育所への入所を希望する場合は、市の窓口申請の仕組みでした。

新制度では、幼稚園(新制度の確認を受けた幼稚園に限る)、認定こども園及び保育所のいずれの施設を希望する場合も、まずは市に申請して、「※保育の必要性の認定」を受けていただき、市から認定結果に応じた「認定証」を交付します。

その後、保育の必要性の有無や保育の必要量に応じて、認定こども園、幼稚園、保育所(認可保育所)、小規模保育、家庭的保育(保育ママ)などの希望に合った施設や事業の利用を申込みます。

### ※保育の必要性の認定

これまでは、「保育に欠ける」ことが保育所への入所条件でしたが、新制度では、保育に欠ける・欠けないに関わらず、幼児教育・保育を受けることを希望されるすべての保護者の申請に基づいて、客観的な基準を基に保育の必要性の有無や必要量を認定します。

## Q 5. 今ある「保育所」や「幼稚園」はどうなるの？

既存の保育所(認可保育所)や幼稚園から、認定こども園への移行は運営者の判断によるため、そのまま「保育所」や「幼稚園」として運営される場合もあれば、幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」へ移行する場合があります。

Q 6. 「保育所」や「幼稚園」を利用しない家庭は関係ないの？

地域の子育て支援拠点やホームヘルプサービス、一時預かりなど、家庭での子育てを中心にされている方への支援も継続していきます。

